

未実現の提案に係る諮問事項に関する意見

平成21年度

平成22年3月26日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度においては、未実現の提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて、評価・調査委員会は、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

平成21年度は、本部長から3件の諮問を受け、上半期に重点的な審議を行い、2件について意見を提出（平成21年8月7日付「未実現の提案に係る諮問事項に関する意見」）するとともに、下半期に継続して審議することとされた1件について、引き続き検討を行い、意見を取りまとめた。

2. 調査審議結果について

本部長から諮問のあった未実現提案のうち、下半期に継続して調査審議することとされた「ナースプラクティショナー（専門性の高い職務が可能な看護師）の必要性」については、医療・福祉・労働部会において、上半期に示した調査審議の今後の進め方に沿って、規制所管省庁における検討の報告を受け、規制改革会議と連携しつつ、引き続き検討を行った。

この結果、提案の趣旨を十分に考慮し、実現に向け、規制所管省庁に別紙の対応を求めることとした。

3. おわりに

地域主権推進と地域活性化が内閣の重要課題に位置付けられる中、構造改革特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の起爆剤として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、規制所管省庁におかれては、本意見の趣旨を十分踏まえて、より精力的に構造改革の推進に取り組んで頂きたいと考えている。

最後に、今回の調査審議においてご協力いただいた関係者の方々を始め、各方面からの多大なるご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

●「ナースプラクティショナー(専門性の高い職務が可能な看護師)の必要性」に関する調査審議意見

| | |
|--------|---|
| 意見 | <p>本提案については、専門家会議である「チーム医療の推進に関する検討会」が取りまとめた報告書「チーム医療の推進について」に基づき、規制所管省庁において、養成現場の関係者等の協力を得て、平成22年度から、同報告書における特定看護師(仮称)による特定の医行為の実施を早急かつ幅広く試行することとし、その結果を踏まえ、制度化に向けた検討を進められたい。</p> |
| 意見の考え方 | <p>本提案については、専門家会議である「チーム医療の推進に関する検討会」において検討が重ねられ、評価・調査委員会への3回の報告を経て、今般、「チーム医療の推進について」が取りまとめられ、規制所管省庁より、調査・評価委員会に最終的な報告が行われたところである。</p> <p>右報告書では、「チーム医療のキーパーソン」である看護師の役割拡大に関し、医師による包括的指示を積極的に活用しつつ、「一定の医学的教育・実務経験を前提に専門的な臨床実践能力を有する看護師(以下「特定看護師(仮称)」という。)が、従来、一般的には「診療の補助」に含まれないものと理解されてきた一定の医行為(以下「特定の医行為」という。))を実施することができる新たな枠組みを構築することとし、そのために必要な専門的・実証的な調査・検討を行うこととされている。</p> <p>今後、規制所管省庁において、右報告書に基づく取組みを行っていくに当たっては、評価・調査委員会における指摘を踏まえて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「診療の補助」の範囲に含まれているかどうか不明確な行為について、看護師が実施することができる行為の範囲を拡大する方向で早急に明確化を図ること ・ 医師の包括的指示を活用する際、指示内容がプロトコール等の文書により示されていることが望ましいとされているが、特に特定看護師(仮称)の試行に当たっては、現場の医療関係者・養成現場の関係者等に対し、右文書で示すべき内容等に関してきめ細かいフォローを行っていくこと ・ 特定の医行為の範囲については、提案者をはじめ、これまで専門性が高い職務を実施することが可能な看護師の養成に取り組んできた養成現場の関係者等の意見を踏まえて、救急外来、在宅医療、周術期など様々な場面について幅広く取り上げること ・ 特定看護師(仮称)の養成に当たっては、養成現場の関係者等の協力を得て検討し、質・量ともに充実した臨床実習を行うこと <p>を確保しつつ、平成22年度から養成現場の関係者等の協力を得て、特定看護師(仮称)による特定の医行為の実施を早急かつ幅広く試行し、その結果に基づいて、更なるチーム医療の推進を図るとともに、看護師の行為拡大のための新たな枠組みの制度化に向け、医療安全の確保の観点から法制化を視野に入れた具体的な措置を講じられたい。</p> |